



県章

# 山形県公報

平成25年12月27日（金）

第2508号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…1311
- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………（会 計 局）…1312

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………（ 同 ）…1313
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）…1314
- 民有保安林指定の予定……………（森 林 課）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1315
- 同……………（村山総合支庁北村山建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）… 同
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）…1316
- 同……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………1317

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）… 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（村山総合支庁建設総務課）… 同

## 規 則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第83号

#### 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年3月県規則第64号）の一部を次のように改正する。  
別表第1に次の2項を加える。

- 3 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益社団法人及び公益財団法人に係る租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）による次の事項
- (1) 第19条の10の4第10項第2号の規定による公益社団法人又は公益財団法人が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2第1項第1号に規定する要件を満たすことの証明に関すること。
- 4 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益社団法人及び公益財団法人に係る消費税法施行令（昭和63年政令第360号）による次の事項
- (1) 第75条第1項第6号ハの規定による公益社団法人又は公益財団法人の募集する寄附金が同号ハ(1)から(3)までに掲げる要件の全てを満たすことの確認に関すること。

別表第2に次の2項を加える。

- 3 公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益社団法人及び公益財団法人に係る租税特別措置法施行規則による次の事項
- (1) 別表第1第3項第1号に規定する事項
- 4 公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益社団法人及び公益財団法人に係る消費税法施行令による次の事項
- (1) 別表第1第4項第1号に規定する事項

#### 附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第84号

##### 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第128号の備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 山形県税外収入金延滞金等徴収条例（昭和26年10月県条例第51号）第2条に規定する税外収入金に係る債権の督促に使用する場合は、「年パーセントの割合」を「年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）」と表示する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納期限が到来する債権（山形県税外収入金延滞金等徴収条例（昭和26年10月県条例第51号）第2条に規定する税外収入金に係るものに限る。）の督促を行う場合における改正後の別記様式第128号の規定の適用については、同様式の備考第1項中「期間」とあるのは、「期間（平成26年1月1日以後の期間に限る。）」とする。

## 告 示

#### 山形県告示第1135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
坂 本 デ ン タ ル オ フ ィ ス	山形市江俣五丁目8番8号	平成25.12. 1

**山形県告示第1136号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日
お ん み よ う じ 歯 科 医 院	新庄市本町4番43号	平成26. 1. 6

**山形県告示第1137号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 す る 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ツクイ寒河江	通 所 介 護 介 護 予 防 通 所 介 護	寒河江市緑町108番2号	平成25.11. 1
エッセンシャルケアセンター	訪 問 介 護 介 護 予 防 訪 問 介 護	山形市城西町二丁目2番60号	同 12. 1
株式会社アクアプラス	福 祉 用 具 貸 与 介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与 特 定 福 祉 用 具 販 売 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	鶴岡市藤島字村前55番地15	同

**山形県告示第1138号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ライフア庄内	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	鶴岡市藤島字村前55番地15	平成25. 11. 30

**山形県告示第1139号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
吉の原整骨院	布施隆志	山形市若宮四丁目1番1号	平成25. 12. 4

**山形県告示第1140号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飽海郡遊佐町藤崎字竇垣下16の299
  - 2 指定の目的  
飛砂の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1141号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番33から 同 826番1まで	旧	16.9メートル } 4.4	25メートル
同 上	新	25.9メートル } 16.9	同 上

**山形県告示第1142号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番33から  
同 826番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月27日

**山形県告示第1143号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字富山元関谷字梅ノ木536番4から  
同 字中才286番7まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月27日

**山形県告示第1144号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢関山線
- 2 供用開始の区間 村山市大字本飯田字背中アブリ2491番1から  
同 2491番6まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月27日

**山形県告示第1145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢鏡山外20国有林21林班は小班から 同	上まで	旧	18.0メートル } 8.5	61.0メートル
同	上	新	35.0メートル } 12.0	同上

**山形県告示第1146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢鏡山外20国有林21林班は小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月27日

**山形県告示第1147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 長井市森字前田581番1から  
同 五十川字北表一3234番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月27日

**山形県告示第1148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町藤崎字戌開発138番から  
酒田市宮内字六ツ新田91番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月27日

**山形県告示第1149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年12月27日から平成26年1月9日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 比子八幡線
- 2 供用開始の区間 酒田市宮内字南谷地1番7から  
同 字新開発296番まで

- 3 供用開始の期日 平成25年12月27日

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

#### 山形県公安委員会規則第6号

##### 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表警察本部の項中「219人」を「216人」に、「840人」を「837人」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日  
平成25年12月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人最上川リバーツーリズムネットワーク
  - 代表者の氏名  
佐藤 五郎
  - 主たる事務所の所在地  
長井市十日町一丁目10番23号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、自然豊かな最上川と沿川の地域資源をつないだリバーツーリズムを、歩き主体の散策・探訪の充実、美しい川なみ・街なみの形成、地域づくりの人材育成、リバーツーリズムの調査研究事業を通じて発展させ、旅行者にも流域住民にとっても魅力的な最上川リバーツーリズムを流域が一体になって推進し、もって豊かな自然と文化を持つ最上川を保全し、持続可能で市民の活力が溢れる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月27日

山形県村山総合支庁長 佐々木 孝 之

- 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,350,000キログラム
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号

電話番号023(621)8185

- 3 落札者を決定した日 平成25年11月14日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形ソルト商事株式会社 山形市流通センター一丁目10番地の1
- 5 落札金額 30.45円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年10月4日